

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく 検証結果(平成24年度)

平成25年3月
総務省

I 制度の概要

総務省は、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてブロードバンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、本年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用することとした。

同制度の運用に係る方針については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成24年5月公表)に示しているとおりである。

II 今回の検証プロセス

本検証においては、上記ガイドラインに則し、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」及び「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」を行った。

「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」では、①ブロードバンド普及状況及び②関係主体の取組に関する検証を行った。

①については、基盤整備状況に関する電気通信事業者からの情報提供等に基づく集計、電気通信事業分野における競争状況の評価(以下「競争評価」という。)、電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ等に基づき、定点観測が可能となるようデータの整理を行った。

②については、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」及び「工程表」の公表(平成22年12月)以降の法令改正や法令に基づく認可、主要な政策決定・検討等の政府の取組や、これら政府の取組に関連する地方公共団体・電気通信事業者の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行った。

「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」では、平成24年7月、当該検証の対象となる事項について意見募集を行ったところ、計10者から意見が提出された。同年8月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、計13者から意見が提出された(同年10月、再意見募集の結果を公表)。

当該意見募集及び再意見募集の結果を踏まえ、寄せられた意見(67項目に整理)に対する総務省の考え方を参考資料1のとおり取りまとめ、これを基に今回の検証結果案を公表、意見募集を行ったところ、10者からの意見が提出された。

これらを踏まえ、以下のとおりブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)を取りまとめた。なお、検証結果案に対して寄せられた意見(72項目に整理)に対する総務省の考え方は、参考資料2のとおりである。

< 検証結果の構成 >

- 1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証
 - (1)ブロードバンド普及状況に関する検証
 - ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証(基盤整備率、基盤利用率)
 - イ ブロードバンド市場環境に関する検証(契約数、提供事業者数、市場シェア、市場集中度)
 - ウ ブロードバンド利用環境に関する検証(利用者料金、接続料と利用者料金との関係)
 - (2)関係主体の取組に関する検証
 - ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組
 - イ 公正競争環境の整備に関する取組
 - ウ ICT利活用の促進に関する取組
- 2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証
 - (1)第一種指定電気通信設備に関する検証
 - ア 指定要件に関する検証
 - イ 指定の対象に関する検証
 - ウ アンバンドル機能の対象に関する検証
 - エ その他
 - (2)第二種指定電気通信設備に関する検証
 - (3)禁止行為に関する検証
 - ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
 - イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証
 - ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証
 - (4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証
 - (5)機能分離の運用状況に関する検証
 - (6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証
 - (7)その他

III 検証結果

1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証

ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

(ア)基盤整備率

平成23年度末時点におけるブロードバンドサービス¹の基盤整備率(サービスを利用

¹ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、3.5世代携

可能な世帯数が全世帯数に占める割合²をいう。以下同じ。)は、次のとおりである(かっこ内は固定系ブロードバンド³のみの数値)。

	平成23年度末	平成22年度末	(参考)平成21年度末
全 国	100.0% (99.7%)	100.0% (99.2%)	99.9% (99.1%)

平成23年度末時点における超高速ブロードバンドサービス⁴の基盤整備率は、都道府県別に次のとおりである(かっこ内は固定系超高速ブロードバンド⁵のみの数値)。

	平成23年度末	平成22年度末	(参考)平成21年度末
北 海 道	94.9% (92.2%)	85.5% (85.5%)	84.8% (84.8%)
青 森 県	90.0% (88.9%)	77.7% (77.7%)	77.0% (77.0%)
岩 手 県	89.4% (88.8%)	79.3% (79.3%)	76.4% (76.4%)
宮 城 県	98.5% (96.4%)	91.2% (91.2%)	90.4% (90.4%)
秋 田 県	92.5% (92.5%)	77.6% (77.6%)	76.6% (76.6%)
山 形 県	95.8% (95.6%)	81.0% (81.0%)	80.2% (80.2%)
福 島 県	97.7% (97.5%)	86.6% (86.6%)	85.8% (85.8%)
茨 城 県	96.5% (94.5%)	84.2% (84.2%)	84.1% (84.1%)
栃 木 県	99.7% (99.5%)	96.6% (96.6%)	96.6% (96.6%)
群 馬 県	99.9% (99.9%)	93.1% (93.1%)	93.1% (93.1%)
埼 玉 県	99.9% (99.9%)	98.4% (98.4%)	98.4% (98.4%)
千 葉 県	99.1% (98.8%)	94.3% (94.3%)	94.0% (94.0%)
東 京 都	100.0% (100.0%)	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)
神 奈 川 県	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
新 潟 県	97.0% (97.0%)	86.8% (86.8%)	86.0% (86.0%)
富 山 県	96.1% (96.1%)	89.7% (89.7%)	87.6% (87.6%)
石 川 県	99.2% (99.2%)	97.8% (97.8%)	97.3% (97.3%)
福 井 県	95.5% (95.1%)	92.4% (92.4%)	91.0% (91.0%)
山 梨 県	97.0% (96.9%)	87.1% (87.1%)	87.0% (87.0%)
長 野 県	97.4% (96.4%)	94.5% (94.5%)	93.9% (93.9%)
岐 阜 県	97.4% (96.9%)	92.1% (92.1%)	89.7% (89.7%)

帯電話の合計を指す。なお、本検証における「ブロードバンド」、「超高速ブロードバンド」等の定義は、データの入手状況等を踏まえ、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」脚注に示す定義とは一部異なっている。

² 住民基本台帳に基づく世帯数から算出。

³ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA(地域WiMAXに限る。)の合計を指す。なお、衛星は平成23年度末より集計。

⁴ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る。)の合計を指す。なお、FWA、BWAは平成23年度末より集計。

⁵ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATVインターネット、FWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る。)の合計を指す。

静岡県	94.6%	(92.9%)	85.7%	(85.7%)	85.5%	(85.5%)
愛知県	100.0%	(99.9%)	99.7%	(99.7%)	99.3%	(99.3%)
三重県	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
滋賀県	99.9%	(99.9%)	99.7%	(99.7%)	99.6%	(99.6%)
京都府	99.7%	(99.6%)	96.3%	(96.3%)	94.7%	(94.7%)
大阪府	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
兵庫県	98.6%	(98.6%)	96.6%	(96.6%)	95.8%	(95.8%)
奈良県	99.7%	(99.6%)	99.4%	(99.4%)	98.8%	(98.8%)
和歌山県	98.8%	(98.8%)	95.6%	(95.6%)	94.9%	(94.9%)
鳥取県	93.4%	(92.6%)	86.9%	(86.9%)	85.0%	(85.0%)
島根県	93.3%	(92.6%)	81.2%	(81.2%)	76.0%	(76.0%)
岡山県	91.9%	(89.8%)	83.4%	(83.4%)	79.8%	(79.8%)
広島県	93.6%	(91.8%)	88.2%	(88.2%)	86.9%	(86.9%)
山口県	94.4%	(93.2%)	89.3%	(89.3%)	87.8%	(87.8%)
徳島県	98.7%	(98.7%)	98.7%	(98.7%)	90.0%	(90.0%)
香川県	92.8%	(87.9%)	79.1%	(79.1%)	74.7%	(74.7%)
愛媛県	94.9%	(93.1%)	90.4%	(90.4%)	77.2%	(77.2%)
高知県	84.5%	(84.5%)	65.0%	(65.0%)	59.4%	(59.4%)
福岡県	98.1%	(94.4%)	90.1%	(90.1%)	89.9%	(89.9%)
佐賀県	99.5%	(96.6%)	85.4%	(85.4%)	70.1%	(70.1%)
長崎県	84.8%	(81.5%)	74.7%	(74.7%)	73.7%	(73.7%)
熊本県	87.7%	(85.1%)	73.8%	(73.8%)	72.8%	(72.8%)
大分県	97.4%	(97.1%)	88.3%	(88.3%)	82.1%	(82.1%)
宮崎県	89.8%	(88.6%)	78.9%	(78.9%)	78.4%	(78.4%)
鹿児島県	83.1%	(80.0%)	68.0%	(68.0%)	67.5%	(67.5%)
沖縄県	92.6%	(89.8%)	87.2%	(87.2%)	76.0%	(76.0%)
全国	97.3%	(96.5%)	92.7%	(92.7%)	91.6%	(91.6%)

このように、ブロードバンドサービスの基盤整備率及び全都道府県における超高速ブロードバンドサービスの基盤整備率は、平成21年度末から平成23年度末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の整備が進んでいる。

ただし、超高速ブロードバンドサービスの基盤整備率は、東名阪を中心とする三大都市圏において比較的高い数値となっている一方で、東北・四国・九州の一部では90%を下回っている等、地域によって差が見られる。

(イ) 基盤利用率

平成24年12月末時点における固定系ブロードバンドサービス⁶の基盤利用率(サービ

⁶ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、BWA(地域WiMAX)に限

スの契約数が全世帯数に占める割合をいう。以下固定系ブロードバンドサービス及び固定系超高速ブロードバンドサービス⁷について同じ。)は、都道府県別に次のとおりである。

	平成24年 12月末	平成23年度末	平成22年度末	(参考) 平成21年度末
北海道	50.1%	49.3%	47.8%	46.3%
青森県	43.6%	42.5%	40.8%	38.9%
岩手県	49.5%	48.0%	46.2%	44.1%
宮城県	62.5%	60.6%	58.8%	56.4%
秋田県	51.0%	49.6%	47.5%	45.4%
山形県	59.7%	57.8%	55.7%	53.6%
福島県	52.6%	50.6%	48.6%	46.4%
茨城県	60.3%	59.3%	58.3%	56.5%
栃木県	61.8%	60.4%	59.0%	56.9%
群馬県	61.7%	60.6%	58.8%	57.0%
埼玉県	69.7%	69.3%	68.8%	67.1%
千葉県	69.3%	68.9%	68.2%	68.1%
東京都	79.6%	79.9%	79.2%	78.2%
神奈川県	77.2%	76.9%	76.0%	73.7%
新潟県	61.6%	60.1%	58.0%	55.3%
富山県	67.1%	65.6%	64.2%	62.1%
石川県	62.6%	61.6%	60.3%	58.0%
福井県	70.8%	69.3%	67.3%	64.5%
山梨県	61.2%	60.0%	58.6%	56.3%
長野県	64.5%	63.1%	61.0%	58.9%
岐阜県	64.8%	63.5%	62.2%	59.8%
静岡県	67.0%	66.3%	65.8%	65.0%
愛知県	70.0%	69.1%	68.4%	66.6%
三重県	63.9%	62.8%	61.1%	59.6%
滋賀県	71.8%	70.1%	69.0%	66.9%
京都府	69.3%	68.3%	67.4%	65.1%
大阪府	76.9%	76.5%	76.2%	72.9%
兵庫県	66.5%	65.7%	64.2%	62.6%
奈良県	66.7%	65.5%	64.4%	62.2%
和歌山県	58.5%	57.1%	55.5%	53.3%

る。)を指す。

⁷ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る。)を指す。

鳥取県	55.9%	54.8%	53.5%	50.8%
島根県	54.1%	52.4%	50.0%	47.8%
岡山県	58.0%	57.0%	55.9%	54.2%
広島県	57.5%	56.8%	55.7%	53.8%
山口県	54.9%	53.8%	52.6%	50.2%
徳島県	56.0%	54.6%	53.2%	50.6%
香川県	56.9%	55.8%	54.1%	52.2%
愛媛県	49.5%	48.7%	46.9%	45.2%
高知県	42.3%	41.8%	39.4%	37.3%
福岡県	61.5%	61.1%	60.8%	59.3%
佐賀県	47.5%	46.3%	44.8%	43.0%
長崎県	45.8%	45.0%	43.6%	41.7%
熊本県	47.8%	47.3%	46.1%	43.8%
大分県	52.2%	51.4%	49.1%	46.7%
宮崎県	44.0%	43.2%	41.8%	40.1%
鹿児島県	38.9%	38.1%	36.7%	35.0%
沖縄県	46.0%	45.1%	44.4%	42.7%
全国	65.2%	64.5%	63.4%	61.6%

平成24年12月末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、都道府県別に次のとおりである。

	平成24年 12月末	平成23年度末	平成22年度末	(参考) 平成21年度末
北海道	36.7%	34.2%	30.6%	26.8%
青森県	28.1%	24.8%	20.6%	16.8%
岩手県	34.2%	30.6%	26.2%	22.6%
宮城県	47.7%	42.9%	37.3%	32.0%
秋田県	33.7%	29.6%	24.7%	20.3%
山形県	43.3%	39.0%	32.8%	27.6%
福島県	41.2%	36.2%	31.6%	27.1%
茨城県	43.8%	39.7%	34.6%	30.1%
栃木県	48.6%	43.7%	38.5%	32.6%
群馬県	48.7%	45.0%	39.4%	33.4%
埼玉県	49.1%	46.5%	43.1%	38.7%
千葉県	50.6%	48.1%	44.1%	40.0%
東京都	59.7%	58.0%	54.6%	51.1%
神奈川県	55.1%	52.6%	48.3%	43.5%
新潟県	45.6%	41.1%	35.1%	29.2%

富山県	34.4%	30.6%	26.4%	22.3%
石川県	43.4%	40.7%	36.2%	31.4%
福井県	43.6%	36.1%	31.8%	26.5%
山梨県	44.4%	40.7%	36.0%	30.6%
長野県	45.8%	42.2%	37.8%	33.3%
岐阜県	45.2%	40.1%	35.6%	30.5%
静岡県	48.8%	45.3%	40.7%	35.6%
愛知県	54.8%	49.8%	45.3%	39.2%
三重県	39.5%	35.4%	31.9%	28.4%
滋賀県	60.7%	57.3%	53.8%	48.9%
京都府	56.6%	53.7%	49.7%	43.4%
大阪府	58.9%	56.0%	51.6%	46.1%
兵庫県	51.3%	48.7%	43.8%	38.6%
奈良県	51.9%	49.2%	45.4%	39.6%
和歌山県	46.9%	44.3%	40.9%	36.0%
鳥取県	33.9%	31.5%	28.4%	23.6%
島根県	35.1%	31.4%	25.1%	20.7%
岡山県	38.9%	35.9%	32.1%	27.9%
広島県	43.7%	41.4%	37.7%	33.3%
山口県	31.2%	28.6%	24.7%	21.0%
徳島県	43.6%	40.5%	36.3%	30.1%
香川県	39.6%	36.0%	29.3%	24.5%
愛媛県	31.3%	28.8%	24.8%	21.0%
高知県	30.5%	28.7%	23.7%	19.0%
福岡県	44.5%	42.4%	39.5%	35.4%
佐賀県	24.9%	22.1%	19.2%	16.3%
長崎県	25.0%	23.1%	20.2%	16.9%
熊本県	32.7%	30.9%	27.9%	24.2%
大分県	32.4%	30.2%	26.2%	23.1%
宮崎県	26.4%	24.3%	20.8%	18.3%
鹿児島県	27.4%	25.3%	22.0%	19.4%
沖縄県	34.3%	31.8%	28.6%	24.3%
全国	47.6%	44.7%	40.6%	36.0%

平成24年12月末時点における移動系超高速ブロードバンドサービス⁸の基盤利用率（契約数が全人口に占める割合をいう。以下移動系超高速ブロードバンドサービスについて同じ。）は、次のとおりである。

⁸ 3. 9世代携帯電話、BWA（地域WiMAXを除く。）の合計を指す。

	平成24年 12月末	平成23年度末	平成22年度末	(参考) 平成21年度末
全 国	14.4%	3.6%	0.7%	0.1%

このように、全都道府県における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成24年12月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。

また、基盤整備率と同様、基盤利用率についても、東名阪を中心とする三大都市圏において比較的高い数値となっている等、地域によって差が見られる。

移動系超高速ブロードバンドサービスについては、平成22年12月より3.9世代携帯電話サービスの提供が開始されたこと等を受けて、急速に基盤利用率が向上しており、今後、固定系超高速ブロードバンドサービスとの関係を含めて注視する必要がある。

イ ブロードバンド市場環境に関する検証

(ア) 契約数

平成24年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の契約数は、次のとおりである(カッコ内は対前年12月末比の増減率)。

	平成24年12月末	平成23年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	2,354.7万 (+7.5%)	2,189.9万 (+10.8%)	1,975.7万
ADSLサービス	574.0万 (▲18.7%)	705.8万 (▲17.9%)	859.3万
CATVインターネットサービス	600.8万 (+1.7%)	590.9万 (+4.3%)	566.6万
移動体データ通信サービス ⁹	—	—	—

このように、FTTHサービス及びCATVインターネットサービスの契約数は、増加率につ

⁹ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)に基づき平成25年3月までに収集したデータのみでは、移動体データ通信サービスに関するデータを正確に把握していないことから、今年度の検証においては記載しない。ただし、移動体データ通信サービスは、移動系超高速ブロードバンドサービスを中心に急速な普及を見せており、ブロードバンド市場環境に関する検証等において重要な位置付けを有していることを踏まえ、報告規則の改正を行い(平成25年2月公布・施行)、平成25年度の検証においてはデータを記載することとする。

いては鈍化傾向にあるものの、増加数がADSLサービスの契約数の減少を上回っており、超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が進んでいる。

(イ)提供事業者数

平成24年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の提供事業者数は、次のとおりである(カッコ内は対前年12月末比の増減数)。

	平成24年12月末		平成23年12月末		(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	234	(+6)	228	(+21)	207
ADSLサービス	34	(▲2)	36	(▲4)	40
CATVインターネットサービス	360	(▲2)	362	(▲16)	378
移動体データ通信サービス ¹⁰		—		—	—

このように、ADSLサービス及びCATVインターネットサービスの提供事業者数は減少している¹¹ものの、FTTHサービスの提供事業者数は増加している。

(ウ)市場シェア

平成24年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の主な電気通信事業者の契約数に基づく市場シェア¹²は、次のとおりである。

	平成24年12月末		平成23年12月末		(参考) 平成22年12月末	
FTTHサービス	NTT 東日本	41.0%	NTT 東日本	42.1%	NTT 東日本	42.3%
	NTT 西日本	31.9%	NTT 西日本	32.3%	NTT 西日本	32.2%
	KDDI	11.0%	KDDI	9.1%	電力系事業者	9.1%
	電力系事業者	8.9%	電力系事業者	9.2%	KDDI	8.6%
	UCOM	2.2%	UCOM	2.2%	UCOM	2.6%

¹⁰ 報告規則に基づき平成25年3月までに収集したデータのみでは、移動体データ通信サービスの提供事業者数を正確に把握していないこと等から、記載しない。

¹¹ CATVインターネットサービスについては、(ア)のとおり契約数は増加しているが、事業者の合併等により提供事業者数は減少している。

¹² 全国を一の市場として算出している。

	その他	4.9%	その他	5.1%	その他	5.1%
ADSLサービス	ソフトバンク	39.6%	ソフトバンク	38.8%	ソフトバンク	38.3%
	BB		BB		BB	
	NTT 東日本	16.2%	NTT 東日本	17.1%	NTT 東日本	17.4%
	NTT 西日本	18.1%	NTT 西日本	17.6%	NTT 西日本	17.6%
	イー・アクセス	23.2%	イー・アクセス	23.5%	イー・アクセス	23.7%
	その他	2.9%	その他	3.0%	その他	3.0%
CATVインターネットサービス	ジェイコムグループ	50.2%	ジェイコムグループ	49.9%	ジェイコムグループ	49.4%
	JCNグループ	9.6%	JCNグループ	9.2%	JCNグループ	8.8%
	イツ・コミュニケーションズ	3.1%	イツ・コミュニケーションズ	2.8%	イツ・コミュニケーションズ	2.4%
	その他	37.1%	その他	38.1%	その他	39.5%
FTTH、ADSL、CATVインターネットのサービス全体	NTT 東日本	30.0%	NTT 東日本	29.9%	NTT 東日本	28.9%
	NTT 西日本	24.2%	NTT 西日本	23.9%	NTT 西日本	23.2%
	ジェイコムグループ	8.6%	ジェイコムグループ	8.5%	ソフトバンクグループ	9.7%
	KDDI	7.3%	ソフトバンクグループ	7.9%	ジェイコムグループ	8.3%
	ソフトバンクグループ	6.5%	KDDI	5.8%	イー・アクセス	6.0%
	電力系事業者	6.0%	電力系事業者	5.8%	電力系事業者	5.4%
	イー・アクセス	3.8%	イー・アクセス	4.8%	KDDI	5.0%
	その他	13.6%	その他	13.4%	その他	13.5%
移動体データ通信サービス		—		—		—

平成24年3月末時点における加入者回線数のシェアは、次のとおりである。

	平成24年3月末	平成23年3月末	(参考) 平成22年3月末
光ファイバ回線	NTT 東西 77.3% NCC 22.7%	NTT 東西 77.2% NCC 22.8%	NTT 東西 77.3% NCC 22.7%
全回線 ¹³	NTT 東西 85.3% NCC 14.7%	NTT 東西 86.3% NCC 13.7%	NTT 東西 87.9% NCC 12.1%

このように、現在の固定系ブロードバンドサービスの主流となっているFTTHサービスに

¹³ 具体的には、報告規則様式第21に掲げるとおりであり、メタル回線、光ファイバ回線、同軸回線等を指す。

ついて、NTT東西¹⁴のシェアが高い水準で推移している。

また、回線数シェアについても、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」(平成24年9月公表)においては、戦略的評価として、「FTTH市場における事業者間取引の状況」についての分析を行っている。このうち、NTT東西による光ファイバの貸出回線数及び当該回線数のNTT東西の保有光ファイバ回線数に占める割合(都道府県別)は、別添1のとおりである。

(エ)市場集中度

平成24年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の市場集中度(HHI¹⁵)は、次のとおりである¹⁶。

	平成24年12月末	平成23年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	5,516	5,721	5,718
ADSLサービス	3,284	3,268	3,257
CATVインターネットサービス	2,645	2,604	2,541
FTTH、ADSL、CATVインターネットのサービス全体	3,163	3,126	2,975
移動体データ通信サービス	-	-	-

このように、FTTHサービスの市場集中度は若干減少しているものの、各ブロードバンドサービス等の市場集中度¹⁷は、寡占的な市場で見られるような高い水準で推移してい

¹⁴ NTT東日本(東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)及びNTT西日本(西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。

¹⁵ HHI(Herfindahl-Hirschman Index:ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標である。例えば、それぞれ40%、20%、15%、15%、10%の市場シェアを有する5事業者によって構成される市場のHHIは、2,550(=40²+20²+15²+15²+10²)と計算される。HHIは、完全競争的な市場における0に近い値から完全な独占市場における10,000までの範囲の値をとる。

¹⁶ サービス毎及びサービス全体でそれぞれ次の事業者を1社として算出を行っている。

- ・ FTTHサービス:NTT東西、電力系事業者
- ・ ADSLサービス:NTT東西
- ・ CATVインターネットサービス:ジェイコムグループ、JCNグループ

¹⁷ 公正取引委員会「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」(平成23年6月改定)においては、市場集中度について、次の考え方が示されている。

- ・ 垂直型企业結合の場合

企業結合後:シェア10%以下、又はHHI2,500以下(かつシェア25%以下)→「競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」

企業結合後:HHI2,500以下(かつシェア35%以下)→「競争を実質的に制限することとなるおそれは

る。

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

(ア) 利用者料金

主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移は、別添2のとおりである。

FTTHについては、近年、おおむね同水準で推移しているものの、集合住宅向けサービスの料金はADSLの料金と競争的な水準にあるといえるとともに、固定系通信事業者の一部は、戸建て向けと集合住宅向けの双方について、料金の二段階定額制により、利用量の少ない利用者が比較的低廉な料金でサービスを利用可能な料金プランを提供している。ADSLについては、近年、伝送速度の高速化は見られず、料金水準にも大きな変化は見られない。CATVインターネットについては、最近では料金水準に大きな変化は見られない。

移動体データ通信サービスについては、MNO各社の提供するサービスに関し、基本使用料は長期的に低廉化がみられるものの、この数年は同水準で推移している。他方、データ定額通信料についてはほぼ変化がなく、むしろスマートフォンの利用を前提としたフルブラウザ用料金がフィーチャーフォン向けブラウザ用料金よりも高く設定されている。また、ユーザー人当たりの平均トラフィックが約1.6GB/月¹⁸と推計される中で、MNO各社のスマートフォン用の定額制プランにおいては、通信速度が制限されない通信量の上限¹⁹は一部の料金プランを除き一律7GB/月²⁰となっており、平均トラフィックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在する。

さらに、MNO2社は、3.9世代携帯電話サービスにおいて二段階定額制の料金プランも提供しているが、高速・大容量サービスの提供が可能な3.9世代携帯電話サービスであっても、その二段階定額制の上限に達する通信量は一律155MB/月となっており、上述のユーザー人当たりの平均トラフィック推計の約1.6GB/月と比して低い通信量に設定されている。

このような中で、固定系通信事業者の一部は、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや、利用年数に応じて料金を割り引くサービスの提供を開始している。また、移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固定系と移動系の連携サービスを展開

小さい」

・ 水平的企業結合の場合

企業結合後：HHI1,500以下、又はHHI1,500超2,500以下（かつHHI増分250以下）、又はHHI2,500超（かつHHI増分150以下）→「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

¹⁸ 総務省「無線LANビジネス研究会」報告書（平成24年7月公表）参考資料2「移動通信トラフィックの将来動向」におけるスマートフォンのトラフィック需要の推計（平成24年3月時点）による。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000093.html

¹⁹ 各社とも、通信速度制限が課された場合でも、追加料金を支払うことにより通信速度制限が解除できるように設定している。

²⁰ 例えば、NTTドコモは、平成24年10月より通信速度が制限されない通信量の上限を3GB/月とする料金プランも提供している。

している。これらサービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響について、今後注視していくことが必要である。

なお、「電気通信サービスに係る内外価格差調査 ー平成23年度調査結果ー」(平成24年8月公表)においては、ブロードバンドサービス等に係る東京と海外6都市の料金を比較している。同調査結果においては、例えばFTTHについては、1Mbpsあたりに換算して比較すると、調査対象事業者の戸建て向けと集合住宅向けサービスに関し、東京は共に低廉な水準にあると評価している。他方、携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のフィーチャーフォンユーザとスマートフォンユーザに関し、東京は共に最も高い水準にあると評価している²¹。

(イ) 接続料と利用者料金との関係

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移は、別添3のとおりである。

総務省は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月改定)に従い、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時に、スタックテストを実施している。平成24年に認可を行った接続料については、同ガイドラインに基づく検証の結果、いずれも利用者料金が接続料等を上回っており、かつ営業費相当分は基準値を上回っている²²ため、妥当なものとなっている。

(2) 関係主体の取組に関する検証

ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

総務省は、情報通信利用環境整備推進交付金(平成23年度予算額:24.0億円、平成24年度予算額:19.0億円)により、教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施している。同交付金を活用した地方公共団体による超高速ブロードバンド基盤の整備世帯数は、26,000世帯程度を見込んでいる。

また、平成23年度税制改正により、超高速ブロードバンドを活用した教育・医療分野の公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる設備を取得した電気通信事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用している。

イ 公正競争環境の整備に関する取組

(ア) 業務委託先子会社等に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離

²¹ 購買力平価による評価では、東京は共に平均的な水準にあると評価している。

²² NTT西日本のフレッツ光ライトについては、サービスの提供開始が平成24年1月であり、サービスブランド単位での営業費比率を算出できないことから、平成24年度接続料の認可時には基準値の検証を行っていない。

総務省は、業務委託先子会社に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離等を内容とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成立を受け、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、NTT東西は、機能分離等を実施するための体制整備を行った。

平成24年6月、上記改正後の事業法第31条第7項に基づき、NTT東西より、業務委託先子会社に対する監督の状況や、機能分離等の実施状況についての総務大臣への報告が行われた。また、報告時点における監督対象子会社数は、NTT東日本32社、NTT西日本20社となっている。

(イ)NTTの業務規制手続の緩和

総務省は、NTT東西等が営むことのできる業務に関する規制手続を従来の認可制から届出制に緩和すること等を内容とする日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成立を受け、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号。以下「NTT法施行規則」という。)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、平成25年3月までの間に、NTT東日本は、サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスを含む5件の活用業務の届出を行い、NTT西日本は、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスに関する活用業務の届出を行った。

(ウ)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し

平成23年1月、NTT東西より、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に関し、一芯接続料の段階的引下げ²³等を内容とする接続約款変更に係る認可申請が行われ、総務省は、平成23年3月に認可を行った。

また、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、総務省は、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正の認可の際にこれらを条件として付した。

これを踏まえ、平成24年6月にNTT東西より加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューについて、接続約款変更の認可申請が行われ、総務省は、平成24年9月に認可を行った。NTT東西は、平成25年3月から、エントリーメニューの提供を開始した。

²³ 例えば、平成25年度における戸建て向け一芯接続料は、対平成22年度比でNTT東日本は29%、NTT西日本は31%の引下げを行うものとなっている。

(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方に関する情報通信審議会答申(平成22年12月)を受けて、平成23年4月、総務省は、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象として追加することを内容とする事業法施行規則等の一部改正を行った。

(オ)ワイヤレスブロードバンドに関する取組

総務省は、ワイヤレスブロードバンドの実現に向けた周波数再編の迅速化を図るため、既存無線局の周波数変更等に要する費用について、携帯電話基地局等を新規に開設しようとする者が負担する制度の導入等を内容とする電波法(昭和25年法律第131号)を改正する法案を国会に提出し、当該法案は成立した(当該制度の導入関係規定については、平成23年8月31日施行)。これを受けて、当該制度を適用し、平成24年3月、900MHz帯周波数についてソフトバンクモバイルの特定基地局の開設計画を認定するとともに、平成24年6月、700MHz帯周波数について、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話、イー・アクセスの特定基地局の開設計画を認定した。

また、我が国への周波数オークション制度の導入についても検討するため、平成23年3月より、「周波数オークションに関する懇談会」を開催し、同年12月には報告書が取りまとめられた。同報告書の提言を踏まえ、総務省は、平成24年3月に電波法の一部を改正する法案を国会に提出したものの、この法案は、平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となった。

(カ)ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についての検討

平成23年3月、総務省は、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について情報通信審議会に諮問を行った。同審議会において、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進に関する方策等について検討が行われ、平成23年12月に答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下「ブロードバンド答申」という。)が取りまとめられた。同答申を受けて、総務省は、NTT東西に対して答申に掲げられた事項に関する検討状況等の報告等を求める指導を行った。

また、総務省は、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)制度に係る指定の閾値を端末シェア25%から10%に引き下げることとする省令改正を行った。これを踏まえ、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイルの設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定した²⁴。

²⁴ モバイル分野に関連する事業者の動向として、平成24年10月、ソフトバンクとイー・アクセスは経営統合を行うことを公表し、平成25年1月、イー・アクセスはソフトバンクの持分法適用関連会社となった。なお、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年)(案)に対する意見募集」(平成25年1月25日)において、本件に関連する意見が提出されているところ、当該意見及び総務省の考え方は参考資料2の意見39及び考え方39のとおり。

さらに、次のガイドライン等の策定・改定を実施した。

- ① 「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月策定)
- ② 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成24年4月改定)
- ③ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)
- ④ 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成24年7月改定)

このほか、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向け、算定方法及びその検証の在り方を検討するため、「モバイル接続料算定に係る研究会」を開催するとともに、NTT東西のメタル回線の接続料算定の在り方の更なる適正化に向け、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催している。

(キ)競争評価の見直し

総務省は、近年のメタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展、無線のブロードバンド化、電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等の新たな動向を踏まえ、平成24年2月に「電気通信分野における競争状況の評価に関する基本方針」の一部見直しを行った。

平成23年度の競争評価は、この基本方針等に基づき、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象とした。その際、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案するとともに、FTTH市場についても、従来の指標に加え、設備競争やサービス競争の状況、都道府県別の状況について可能な限り把握し、分析を行った。また、戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の分析を行った。

平成24年度の競争評価においては、定点的評価については平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、多様化・複雑化する電気通信サービスの市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していくため、移動系のデータ通信に関し、MVNOの動向やSIMロック解除の動向等を分析に当たっての基本データとして取り扱う等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境(供給側)、②市場間の連携サービスの利用動向(需要側)、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析をテーマとすることとしている。

ウ ICT利活用の促進に関する取組

(ア)医療分野におけるICT利活用の促進に関する取組

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、新たな情報通信技術戦略(平成22年5月同本部決定)及び工程表(平成22年6月同本部決定、平成23年8月及び平成24年7月改定)に基づき、医療情報化に関するタスクフォースにおいて、「どこ

でもMY病院」(自己医療・健康情報活用サービス)構想の実現、シームレスな地域連携医療の実現、レセプト情報等の活用による医療の効率化等に向けた取組を進めている。

総務省は、これらに関する取組のほか、厚生労働省と連携し、平成23年度補正予算及び平成24年度予算等により、東日本大震災の被災県における切れ目のない医療提供体制の復興を促進するため、ICTを活用した災害に強い地域医療情報連携基盤の整備を支援している。

(イ)教育分野におけるICT利活用の促進に関する取組

総務省は、IT戦略本部の工程表などで定めた、ICTを活用した、「21世紀にふさわしい学校教育の実現」共通の政府目標に向けて、文部科学省「学びのイノベーション事業」と同一の実証校20校において、「フューチャースクール推進事業」を実施している。

総務省「フューチャースクール推進事業」は、平成22年度から、児童・生徒1人1台のタブレットPC等を配備し、無線LAN環境を構築し、それを活用した授業を実践して、主に情報通信技術面からの検証を行っており、平成23年度からは、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う文部科学省「学びのイノベーション事業」と連携して実証研究を行っている。

(ウ)行政分野におけるICT利活用の促進に関する取組

平成23年8月、IT戦略本部は、電子行政に関する基本方針、新たなオンライン利用に関する計画及び行政キオスク端末のサービス拡大に関するロードマップを決定した。

これらを踏まえ、電子行政に関するタスクフォースにおける検討等、政府におけるITガバナンスの確立・強化、国民ID制度・企業コード等、行政サービスのオンライン利用、行政サービスのアクセス向上、オープンガバメント等に関する取組を行っている。

平成24年には、オープンガバメントに関する取組として、7月に「電子行政オープンデータ戦略」を策定したほか、政府全体として制度・業務プロセス改革に資する電子行政の合理化・効率化・高度化の取組を迅速かつ強力に推進するため、8月に政府CIOを設置する等の取組を行っている。

(エ)その他ICT利活用の促進に関する取組

平成23年8月、IT戦略本部は、ICTの利活用を阻む規制・制度等の見直しを図るため、計36項目について各府省の今後の取組を明確化した情報通信技術利活用のための規制・制度改革の対処方針等を決定した。

その後、IT戦略本部においては、上記対処方針の実施状況について、平成24年6月及び9月の2回にわたりフォローアップを実施した。

平成24年6月のフォローアップにおいては、全36項目を60の取組に分類した上で、実施状況の検証・評価を行ったところ、「S」評価(実施済み・解決済み)が1件、「A」評価(実施済み)が25件、「B」評価(未実施(一部措置済みを含む。))が20件、「C」評価(検討済、未実施)が2件となった(他は「－」(評価不能)とされた12件)。

また、平成24年9月のフォローアップにおいては、同年6月に実施したフォローアップで「S」又は「C」と評価された3項目以外の33項目について、57の取組に分類した上で、同年9月末までの実施内容と今後の実施スケジュールについて把握し、評価を行ったところ、「S」評価が1件、「A」評価が25件、「B」評価が14件、「C」評価はなしとなった。フォローアップ結果においては、「－」の17件を除くと、「S」または「A」評価が前回のフォローアップ時点(約5割)から増加し約7割を占めていることから、概ね、対処方針に沿って取組みが推進されていることが確認できた」とした上で、「B」評価も前回フォローアップ時点(約4割)から減少しているものの、依然約3割を占めていることから、引き続き、これらの取組みについては、その取組みを推進する上での課題を明らかにするとともに、これらの課題の解決に向け、取組みを推進していくことが必要である」としている。

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

上記のとおり、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」については、意見及び再意見の募集を行ったところであるが、本文中括弧書きで付している意見番号は、参考資料1の意見番号に対応するものである。

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

検証の結果、第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の指定は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第2項及び第3項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべき、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せず指定することを維持すべき等の指摘(意見7)について

現行の一種指定設備の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年情通審第34号。以下「3月答申」という。)において、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。

昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。

この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性

は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本公正競争レビュー制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。

端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT東西の今回の意見や、PSTNからIP網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第4項に基づき、平成13年総務省告示第243号により適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見13)について

昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、NTT東西は、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。

以上の状況は現時点においても変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。

(イ) マンション向け屋内配線について一種指定設備の対象とすべきとの指摘(意見16)について

マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち、光ファイバを用いて各利用者宅

まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約23%(NTT東日本、NTT西日本)(いずれも平成24年3月末時点)に留まっており、NTT東西のFTTHシェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえ、光屋内配線の法的位置付けを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、現時点では認められず、引き続き状況を注視していくこととする。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が、事業法第33条第3項第1号口の規定に基づき、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている機能ごとの接続料について、適切に接続約款に定められていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべきとの指摘(意見20)について

収容局接続機能については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。)において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。

また、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。

NGN答申における②及び③については現時点においても依然として妥当であり、かつ、ブロードバンド答申においても今後の利用に向け、上記のような課題が挙げられていることから、収容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を

互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。

また、同機能については、ブロードバンド答申において、「現在のNGNの中継局接続機能は、IGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある」、「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的なIP網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。また、NGNならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることも重要である。以上から、NGN又は光ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当」とされたところである。

NTT東西のNGN間の接続においては現に中継局接続機能が相互に利用されており、NGN答申においてIP網同士の直接接続の実現に向けた課題が挙げられ、現在それを踏まえた検討が進められていることから、中継局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

(イ) コロケーションについて改善すべきとの指摘(意見22)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。

同答申においては、「まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度が長期間Dランクのままとなっているか、どういった地域でDランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」とされていたところである。

以上を踏まえ、平成24年8月に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、Dランク局舎に係る調査結果を報告するとともに、平成24年10月18日に平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)を改正し、NTT東西に対し、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとしたところである。

エ その他

上記のほか、一種指定設備に関する主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

光配線区画の適正化について、NTT東西が自ら利用する光配線区画も含めて行われるべきであり、総務省において光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきとの指摘(意見28)について

光配線区画の見直しの状況については、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可に当たり、NTT東西に対し、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことを条件として付した。当該報告には、NTT東西の既存の光配線区画に関する状況についても含まれるものである。

今後とも、NTT東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省において、見直しの状況を注視するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会に対し適宜の時期に報告することとする。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

検証の結果、二種指定設備の指定は、事業法第34条第1項及び事業法施行規則第23条の9の2第2項、第3項及び第4項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) 二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の接続料等に関して、届出前の説明を二種指定事業者に義務付けるなど、接続事業者が関与できる仕組みを整えるべきとの指摘(意見32)について

二種指定事業者の接続料等に係る接続協議については、接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化する観点から、平成24年7月に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(以下「円滑化ガイドライン」という。)を策定したところであり、同ガイドラインの運用状況を注視していくこととする。

なお、円滑化ガイドラインに示されているとおり、二種指定事業者は、接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から、接続約款の届出に先立って十分な事業者間協議を行うことが望ましい。また、接続約款の届出が完了していることや当該届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではなく、算定根拠に係る必要な情報開示を接続事業者に行うことが望ましい。

(イ) 他の二種指定事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種指定事業者について、算定根拠を必ず提示させる等、接続料水準の透明性・適正性確保に必要な措置を講ずべきとの指摘(意見33)について

双務的に接続料の算定根拠の情報開示を行うべきとの意見については、円滑化ガイドラインにおいて「一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合で

あって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい」とされており、同ガイドラインの運用状況を注視していくこととする。

総務省において必要な検証を行った上で必要な措置をとるべきとの意見については、二種指定事業者については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成23年5月改正)において、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うこととする。

(3) 禁止行為に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

市場環境の変化に鑑み、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為規制の対象に追加すべき、又は、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないため、非対称規制となっている禁止行為規制は撤廃すべきとの指摘(意見34、35)について

KDDI及びソフトバンクモバイルに対する禁止行為等規制の適用については、事業法第30条第1項の規定の趣旨及び「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に示す考え方に照らし、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差等に鑑みれば、現時点において、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為等規制の対象として指定する必要性は認められない。

NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用については、ブロードバンド答申において、「NTTドコモの市場シェア等を考慮すると、同社とその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境確保にとって引き続き重要である」とされたところであり、その後の市場シェアの変化等を勘案しても、NTTドコモに対する規制適用の必要性が著しく低下するまでの市場環境の変化は認められないことから、現時点においては、引き続き、非対称規制として維持していくことが適当である。

ただし、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、今後とも状況を注視していくことが重要であり、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

(ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為規制の潜脱行為が行われており、禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見37)について

NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売については、平成20年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に基づき総務省がNTT東西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、県域等子会社において、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを引き続き確認している。

加えて、総務省は、事業法第31条第7項の規定に基づくNTT東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。

以上により、NTT東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

(イ) NTT東西の116窓口において、接続関連情報を基にした不適切な営業行為が継続的に生じているため、従前の措置内容の適正性及び妥当性について再検証すべきとの指摘(意見38)について

総務省は、NTT東西において、NTT西日本に対する業務改善命令(平成22年2月)等を受け、同年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制を実施し、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないように措置を講じていることについて報告を受けてきたところである。

また、接続関連情報を適正に管理するための体制の整備について、NTT東西において講じられた措置及びその実施状況については、事業法第31条第7項の規定に基づき平成24年6月にNTT東西から報告を受け、総務省においては、講じられた措置及びその実施状況について検証を行い、また、必要に応じて講じられた措置内容の視認等を行ったところである。

これらの結果、NTT東西において116窓口における接続関連情報を用いた営業活動の発生を防止するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されず、NTT東西の116窓口において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、事業法第30条第3項第1号及び第31条第5項に抵触するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

(ウ) ブロードバンドの利活用促進及び利用者利便の向上を図るために、現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべきとの指摘(意見40)について

禁止行為等規制を含む指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件については、ブロードバンド答申において示された方針に従い、本公正競争レビュー制度を通じて引き続きその遵守状況を検証すること等により、公正競争環境を担保していくことが適当である。

その上で、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直しについても検討することとする。

(エ) NTTファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべきとの指摘(意見41、45、55)について

NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについては、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びNTTファイナンスに対し、NTT法によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。

総務省は、同年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、NTT持株や各事業会社等へのヒアリング(執務室及び顧客管理システム端末等の視認を含む。)を通じ、料金業務のNTTファイナンスへの移管(同年7月1日)までに、報告内容の妥当性等について確認した。これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視し、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及び累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直しについても検討することとする。

各事業会社からの報告内容や、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果を公開して外部検証性を確保すべきとの意見については、総務省において、各事業会社からの報告内容をインターネット上に公表するとともに、平成24年8月、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会

の議題の1つとして取り上げられ、総務省より、要請の内容のほか、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果に関し、上述の確認内容について説明を行い、その妥当性等について同委員会で討議が行われたところである。

今後も引き続き、各事業会社からの報告内容について、総務省において公表していくが、各社に要請した措置が徹底されない場合等には、必要に応じて、改めて公の場において検証を行うことが必要と考えられる。

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

公正競争環境を確保するために、NTTドコモ及びNTTファイナンスをNTT東西の特定関係事業者に追加すべき、また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等も行うべきとの指摘(意見44)について

NTT東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは本公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。

また、電気通信事業者ではないNTTファイナンス等については、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。

ただし、NTTグループの業務統合や連携については、その状況を引き続き注視し、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、総務省は、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずべきとの指摘(意見46、48)について

事業法第31条第3項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。

また、総務省において、NTT東西が講じた措置及びその実施状況に関し、NTT東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、必要に応じて講じられた措置内容の確

認(視認等を含む。)を行い、それぞれにおいて禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。

ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、監督対象子会社等において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

(イ) 監督対象子会社からの再委託先、再々委託先等を通じて反競争的行為が行われるおそれがあるため、再委託先等についても、監督対象に追加すべきとの指摘(意見47)について

事業法施行規則第22条の8第2号イ(3)の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。

この点、総務省は、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定による平成24年6月のNTT東西からの報告等により、NTT東西の監督対象子会社が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制を潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところであり、直ちに再委託先等を監督対象に追加するまでの必要性は認められない。

(5)機能分離の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべきとの指摘(意見43、49、52)について

事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置について外部からの客観的な検証可能性を担保している。

また、総務省においては、NTT東西が講じた措置及びその実施状況に関し、NTT東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、必要に応じて講じられた措置内容の確認(視認等を含む。)を行い、それぞれにおいて禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。

ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

(イ) 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべきとの指摘(意見50)について

NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が、設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることについて、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省において検証を行った結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。

総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、厳格な検証を行っていく。

(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) 販売代理店等において、加入者情報や接続関連情報の流用の疑念が拭いきれないほか、他事業者のサービスに関して誤認を招く不適切な営業活動が行われているため、NTT東西による販売代理店等の管理監督の徹底等が必要との指摘(意見53)について

NTT東西によれば、販売代理店に対し、加入電話の加入者情報や接続関連情報を提供している事実はなく、各代理店において独自の情報に基づいて営業活動を展開しているとしており、また、営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。

総務省においても、NTT東西が販売代理店との間で締結する契約書等に関し、利用者に対する正確な社名等の伝達の義務付け、事実と異なる説明の禁止、取次業務を

通じて知り得た顧客情報の目的外利用の禁止、違反行為があった場合の措置を規定していること、NTT東西において販売代理店に対して営業に関する研修・指導を実施していること等について確認した。

以上により、NTT東西において販売代理店等における加入者情報及び接続関連情報の流用並びに不適切な営業活動を防止するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、上述の措置が徹底されない場合には、加入電話等の加入者情報や接続関連情報の流用等が行われ、公正競争確保等に支障を来すおそれもあることから、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

- (イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。活用業務制度が廃止されるまでは、公正競争環境に与える影響等について確認を行った判断基準・検証結果等を公表することを含め、活用業務に係る公正競争上の課題に関して外部検証性を確保すべきとの指摘(意見56)について

活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。

活用業務に係る公正競争上の課題に関する外部検証性の確保については、NTT法施行規則第2条の3の規定により、活用業務の届出を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項を公表するとともに、活用業務の開始の日までに、届出のあった活用業務の内容について「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月策定)に沿って確認し、当該確認の内容についても公表している。これらに基づき、競争事業者等は、NTT法第2条第5項に規定にする範囲内で営まれることとなるか否かの指摘や具体的事例の提示を行うことが可能であることから、外部検証性は確保されている。

- (ウ) NTT東西及びNTTコミュニケーションズの共同営業行為と疑われる事例が見受けられる。総務省は、実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講ずるべきとの指摘(意見57)について

NTTコミュニケーションズによれば、NTT東西と独立して営業活動を実施しているとしており、また、NTT東西によれば、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や同社に提供する顧客情報その他の情報について、他の電気通信事業者との間のものと同様であるとしている。以上の点を鑑みれば、現時点で、公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。

ただし、これらを確保するための運用が徹底されない場合には、事業法第30条第3項第2号及び第31条第2項第2号並びに「NTTの承継に関する基本方針」(八)及び(九)に抵触するおそれがあるため、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売

業務の受託について、その状況を引き続き注視していくこととする。

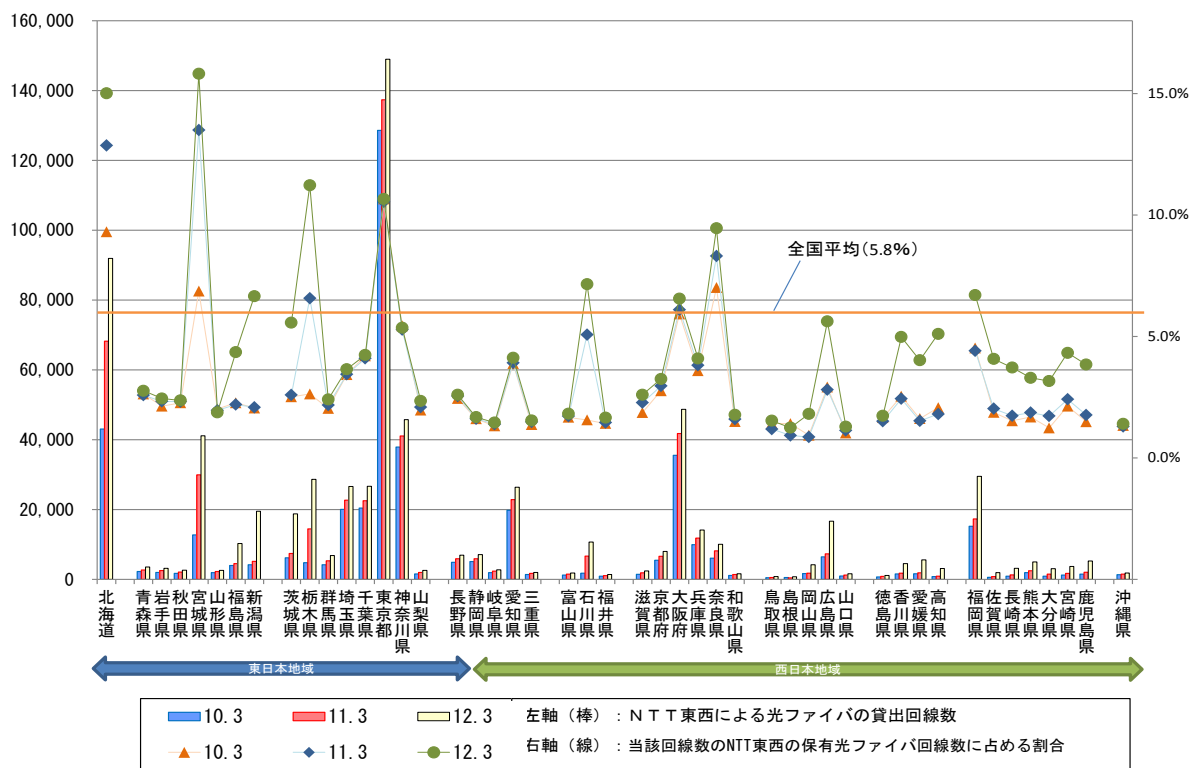
(7)その他

上記のほか、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

ベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスについて、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきでなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきとの指摘(意見65)について

ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスの実現方式の承認に際しては、今後のNGNにおける音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来のOAB-J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであり、競争条件を抜本的に変更するものではない。

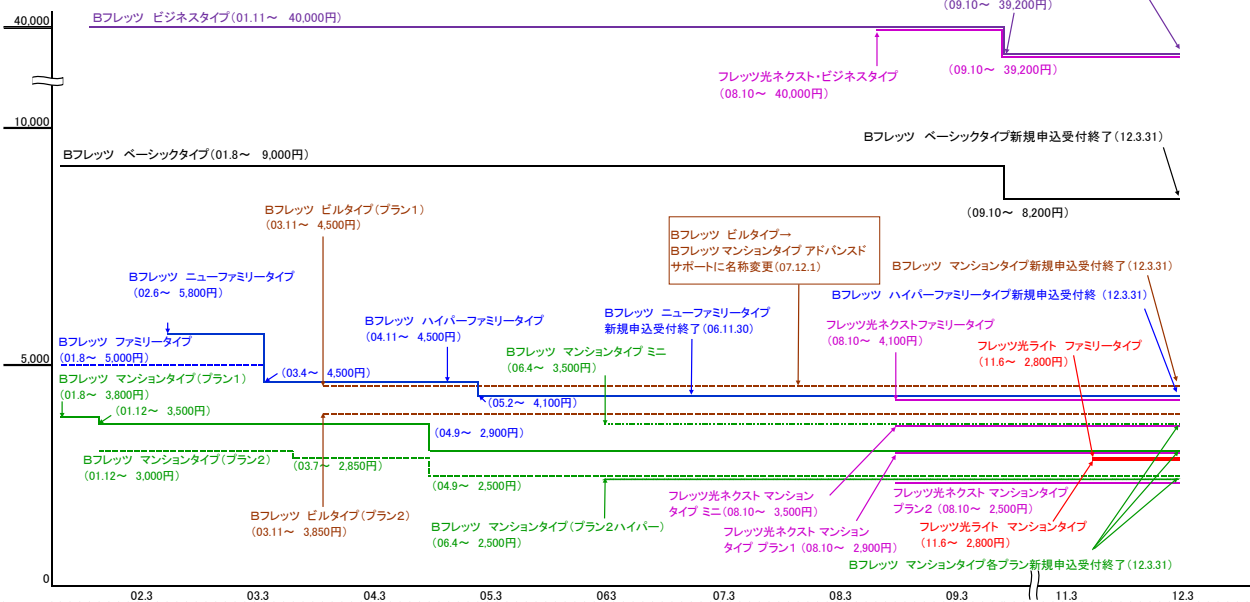
NTT東西による光ファイバの貸出回線数及び 当該回線数のNTT東西の保有光ファイバ回線数に占める割合(都道府県別)



主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移



1 NTT東日本
(月額料金・円/月(税別))

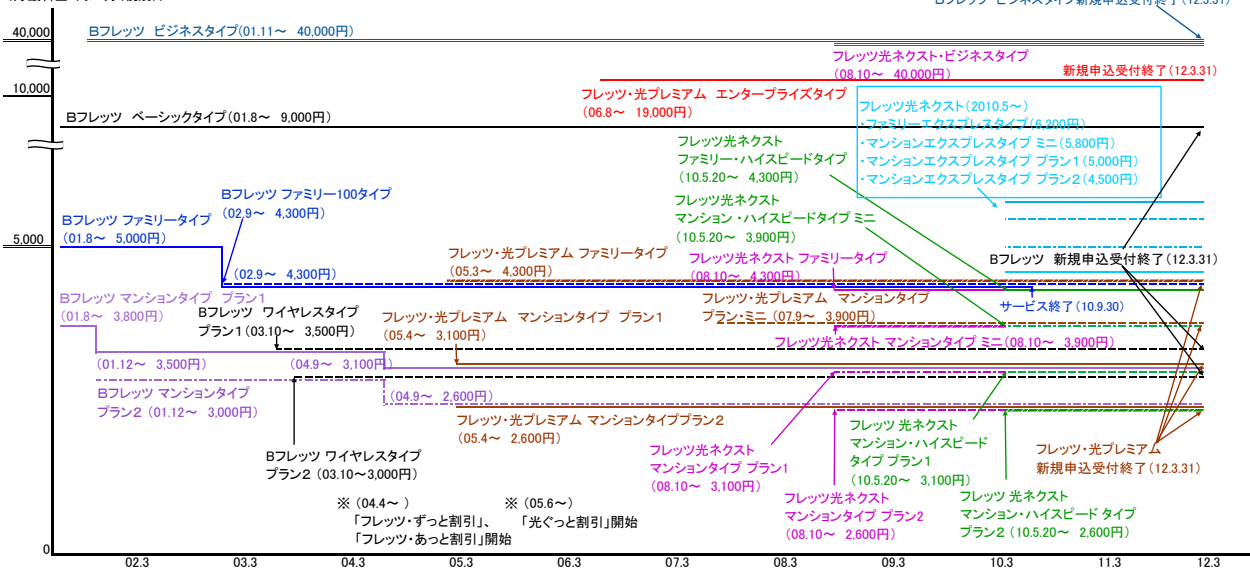


(2012年3月現在)

(注1) ISP料金、付加機能使用料、屋内配線利用料、回線終端装置使用料は含まない。

(注2) 「フレッツ 光ライト」: 通信量に応じて料金が変動する二段階定額制サービス。表記の価格は最低料金 (200MBまで) であり、上限額 (1,200MB以上使用) の場合は通常の定額制プランと比べて高額となる。《例》フレッツ光ライト ファミリータイプの場合の上限額: 5,800円

2 NTT西日本
(月額料金・円/月(税別))



(2012年3月現在)

(注1) ISP料金、付加機能使用料、回線終端装置使用料は含まない。

(注2) 「フレッツ・あつと割引」: 2年間の継続利用を条件に利用料10%割引 (申し込み制)。《例》フレッツ・光プレミアム ファミリータイプの場合: 3,870円

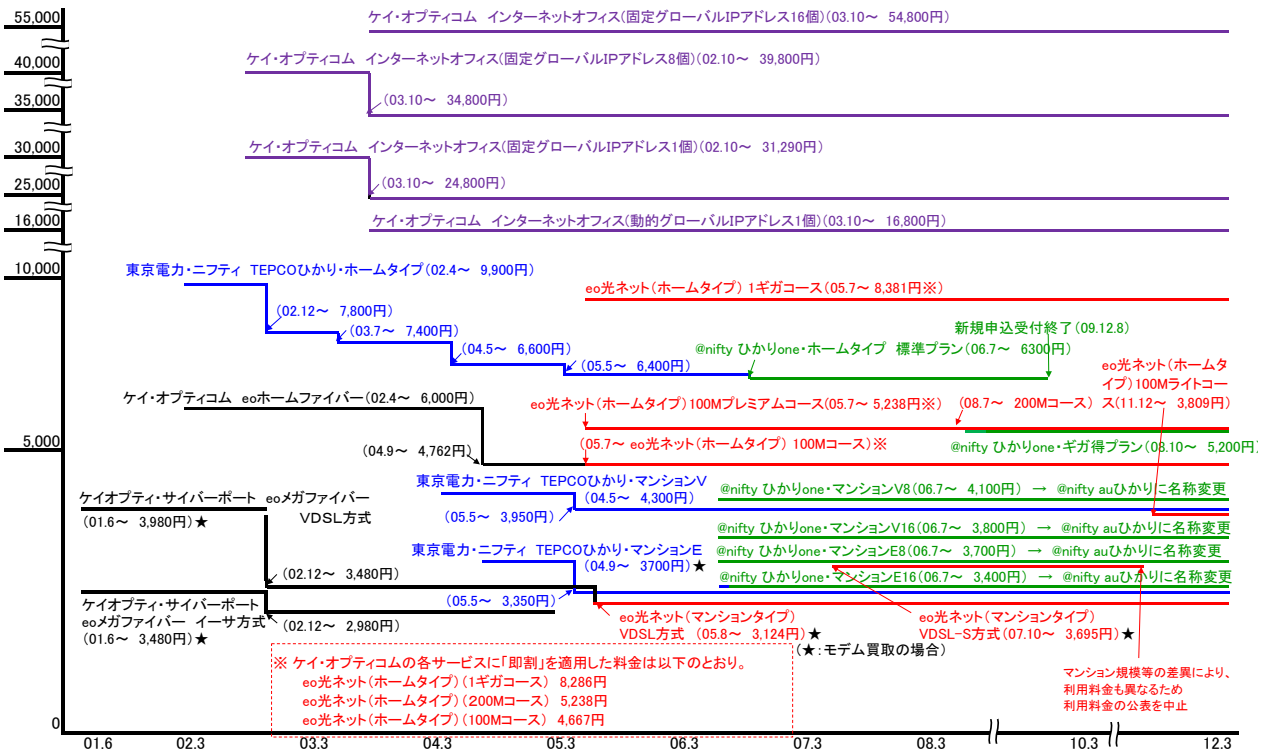
(注3) 「フレッツ・ずっと割引」: 利用開始~1年までが通常料金、1年~2年までが5%割引、2年~が10%割引 (自動適用)。

《例》フレッツ・光プレミアム ファミリータイプの場合: 利用開始~1年まで4,300円、1年~2年まで4,085円、2年~3,870円

(注4) 「光ぐっと割引」: フレッツ・光プレミアム ファミリータイプが最初の1年間3,000円 (地域限定、キャンペーン期間を設定して実施)

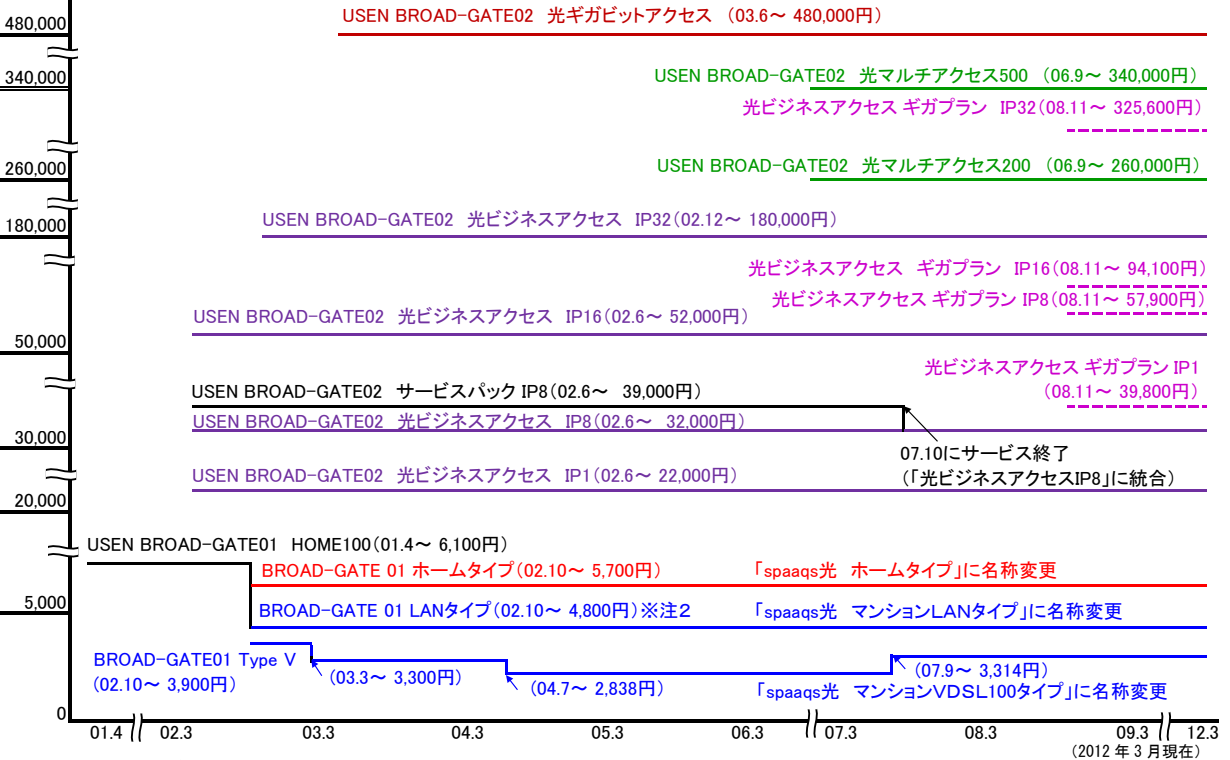
対象地域: 静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

3 ケイ・オプティコム、東京電力・KDDI(+ニフティ)
(月額料金・円/月(税別))



- (注1) ISP料金を含む。また、付加機能料、割引サービス等は加味していない。
 (注2) 端末設備使用料・モデム使用料を含む(★のサービスを除く)。
 (注3) ニフティが料金設定している「TEPCO」サービスの回線提供は、02年4月～06年12月は東京電力、07年1月以降はKDDIが行っている。
 (注4) 即割とは、eo光ネット【ホームタイプ】/【マンションタイプ】に加入時に、2年間の利用を条件に申込み、開通時から長期利用割引が適用されるサービス。

4 UCOM
(月額料金・円/月(税別))

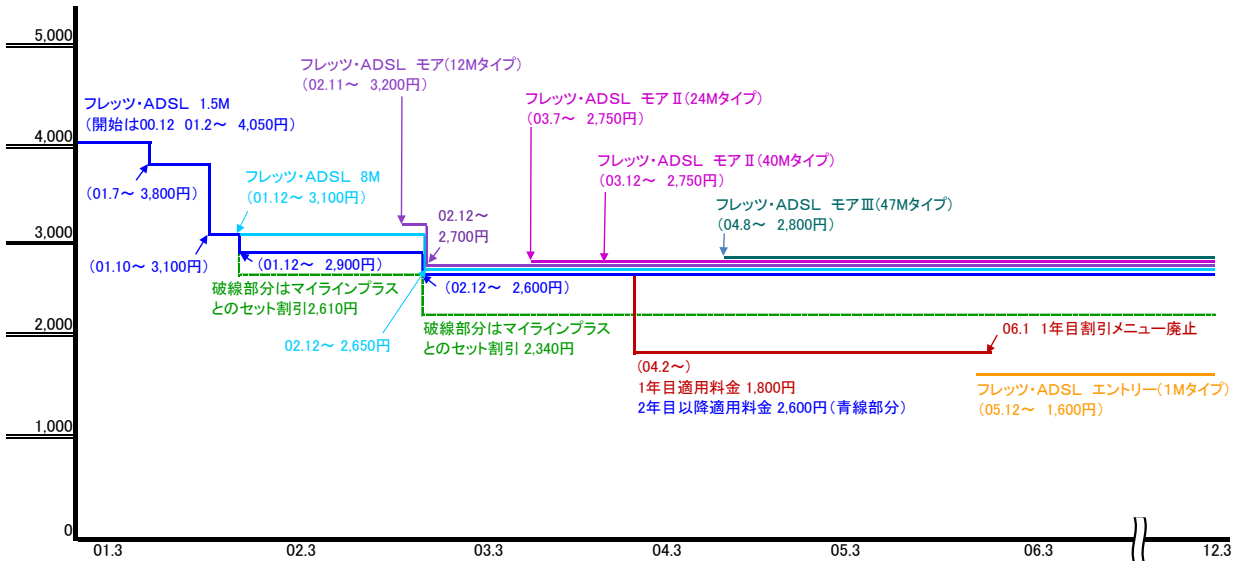


- (注1) ISP料金、回線終端装置使用料を含む。
 (注2) 「マンション割引プラン」における料金は以下のとおり。
 ①割引プラン8(同一棟内8~15戸) 4,300円
 ②割引プラン16(同一棟内16~29戸) 4,100円
 ③割引プラン30(同一棟内30戸以上) 3,800円

(出所) 各事業者ウェブサイト

■ADSL

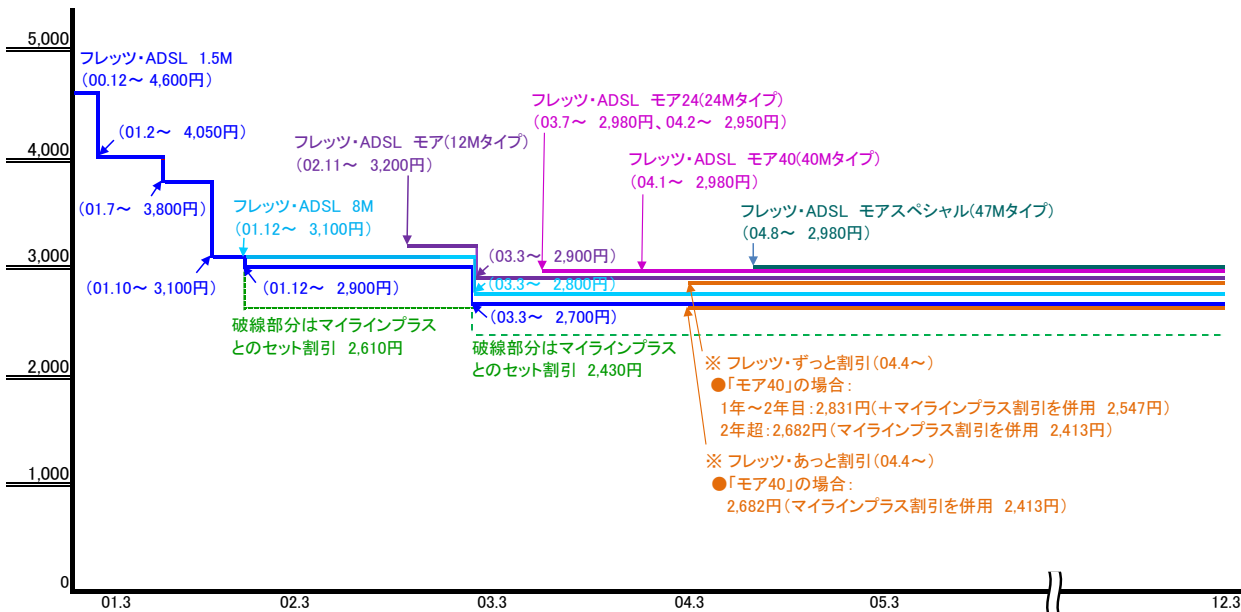
1 NTT東日本 (月額料金・円/月(税抜き))



(注1) 電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。
(注2) 1.5M以外でもマイラインプラスとのセット割引があるが、本図では記入していない。

(2012年3月現在)

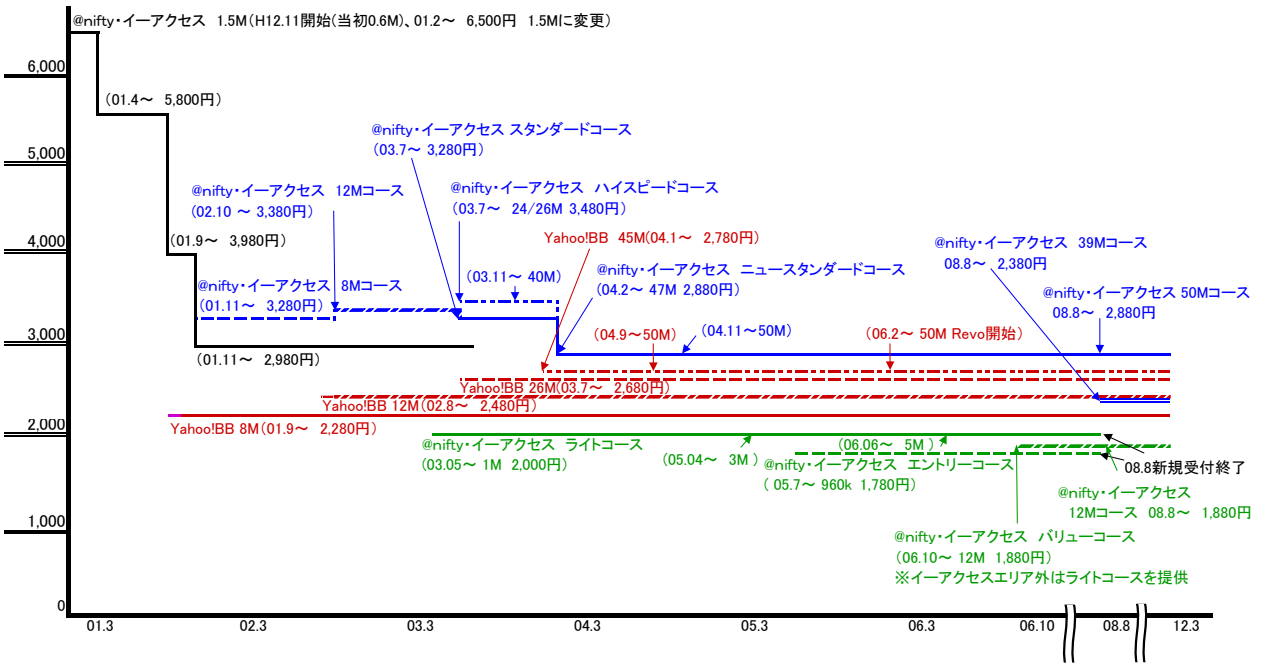
2 NTT西日本 (月額料金・円/月(税抜き))



(注1) 電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。
(注2) 1.5M以外でもマイラインプラスとのセット割引があるが、本図では記入していない。
(注3) 「フレッツ・ずっと割引」は自動適用、「フレッツ・あっと割引」は申込が必要なサービス。

(2012年3月現在)

3 Yahoo!BB(ソフトバンクBB)、@nifty+イー・アクセス
(月額料金・円/月(税抜き))



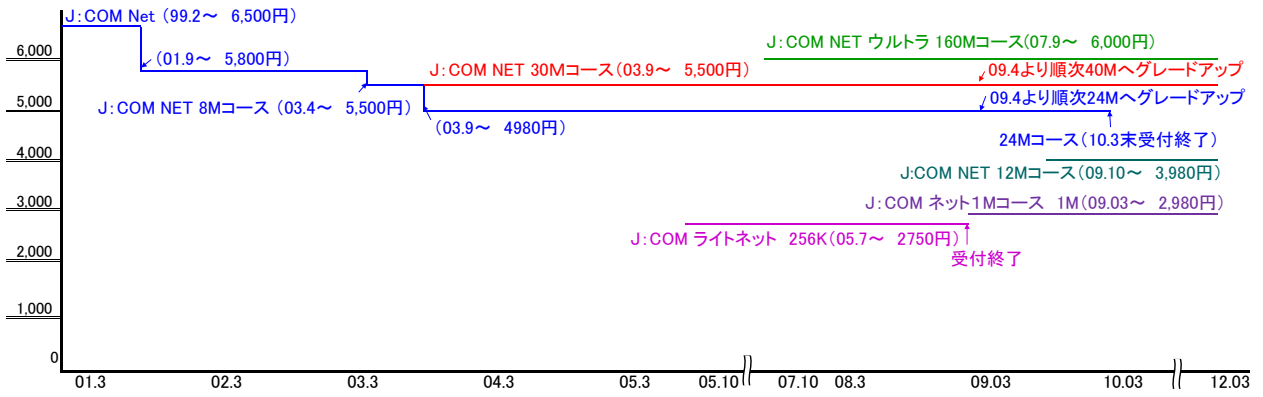
(注) 電話共用型の料金。ISP料金を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。

(2012年3月現在)

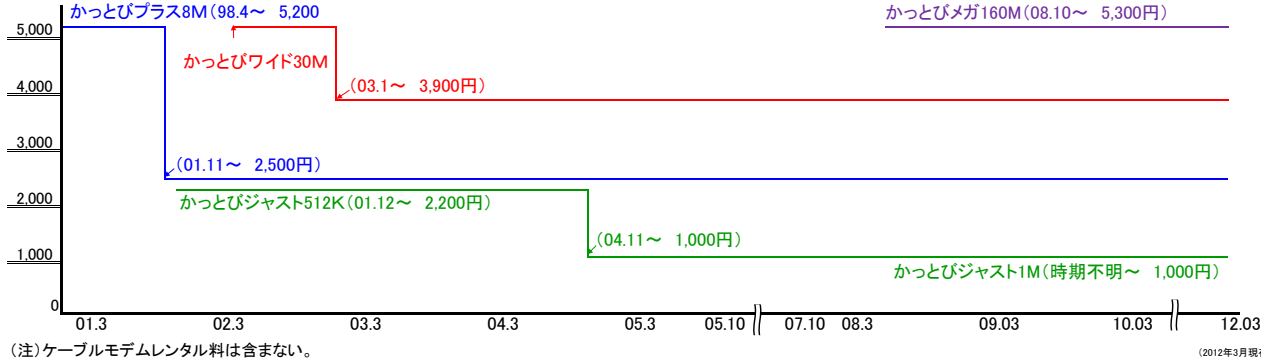
(出所) 各事業者ウェブサイト

■CATVインターネット

1 ジュピターテレコム
(月額料金・円/月(税抜き))

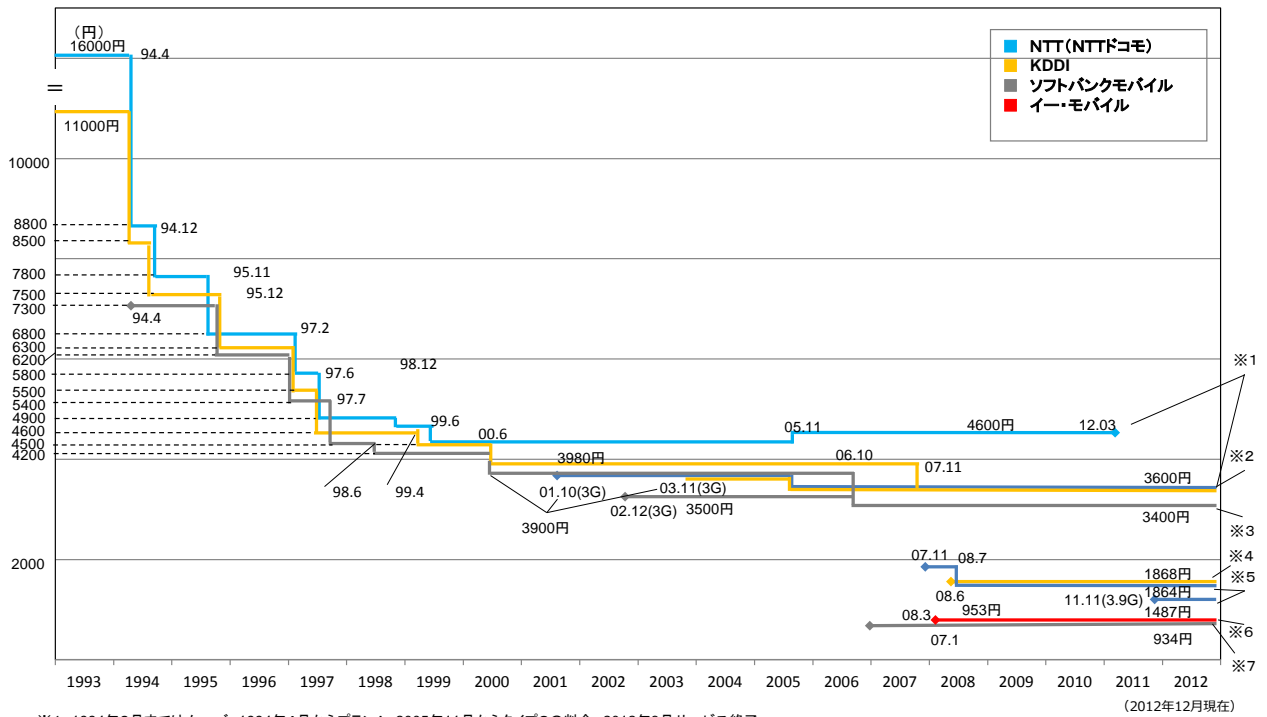


2 イッツ・コミュニケーションズ
(月額料金・円/月(税抜き))



(出所) 各事業者ウェブサイト

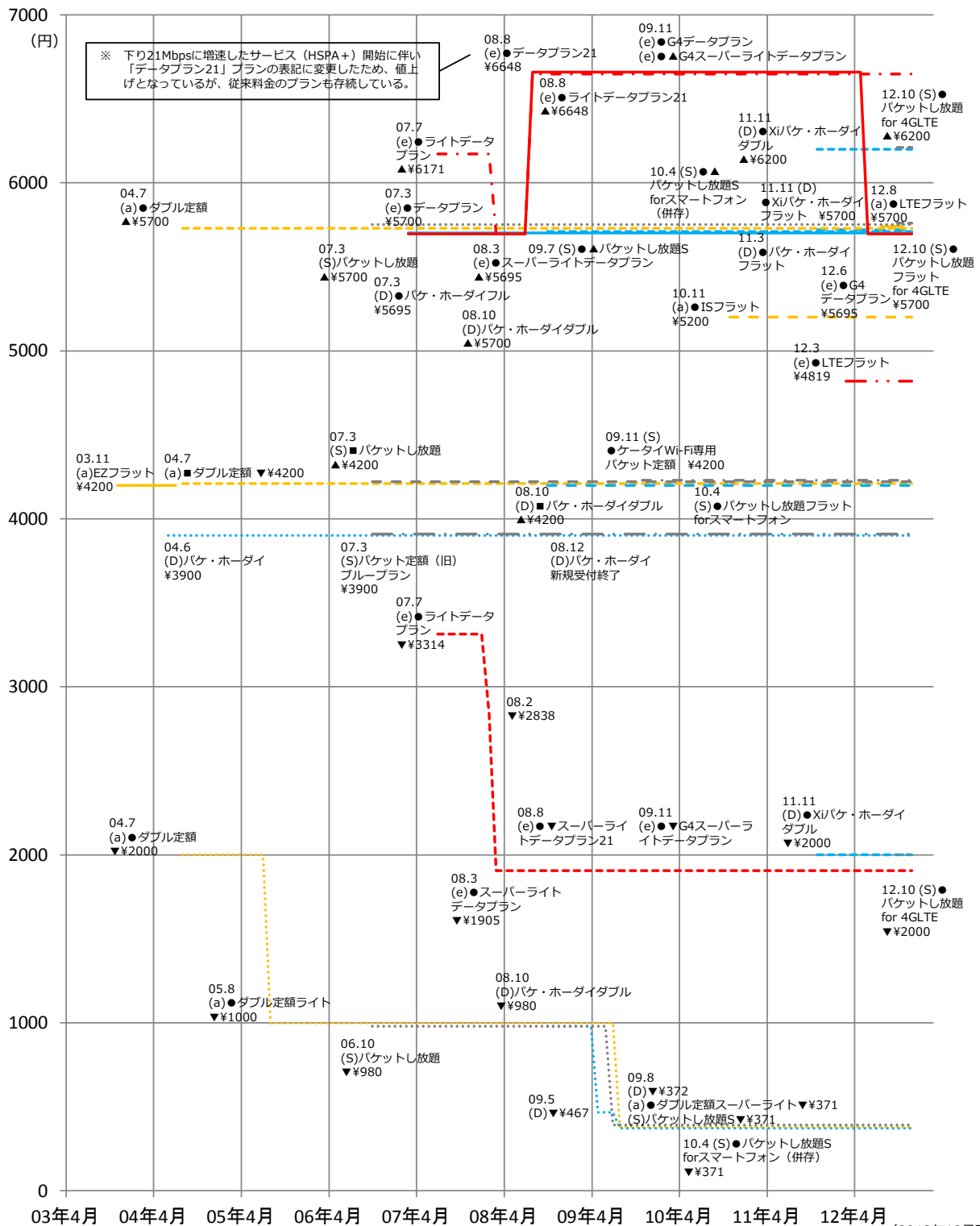
■移動体データ通信(音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金)



- ※1 1994年3月まではムーバ、1994年4月からプランA、2005年11月からタイプSの料金。2012年3月サービス終了。
 3Gは、2001年10月からFOMAプラン39、2005年11月からタイプSS。各種割引適用前。
 ※2 1994年11月まではアナログの標準プラン、1994年12月からPDC標準プラン、1999年4月からコミコMoneエコノミー、2007年11月からプランSS。3Gは、2002年4月にコミコMoneエコノミー(3980円)でサービスを開始、2003年11月からプランSS(3Gの専用プラン)。各種割引適用前。2011年9月、新規受付終了。
 ※3 1994年4月からスタンダードプラン、1998年6月からトークバックライト、3Gは2002年12月から「ライトコールバック」、2006年10月からオレンジプランSSプラン。各種割引適用前。
 ※4 基本料が50%割引となる「誰でも割引」等を適用したプランSSシンプルの価格。3.9Gサービスは2012年9月から「LTEプラン」の料金(3Gと同価格)。
 ※5 基本料が50%割引となる「ひとりでも割引」等を適用したタイプ SS バリュアの価格。3.9Gサービスは2011年11月から「タイプXi」の料金。
 ※6 ケータイプラン。2011年5月、新規受付終了。これに伴い、イー・モバイルでの音声専用プランは全て新規受付を終了した。 ※7 ホワイトプラン。

(出所)各事業者ウェブサイト

■移動体データ通信(データ定額通信料)



(2012年12月現在)

※1 グラフは代表的なオプションのみを記載。金額はデータ通信定額オプションのみの金額(税抜)であり、携帯電話基本使用料金は含まない。なお、長期契約割引等を適用する前の金額を計算している。
 ただしイー・モバイルは、データ通信定額プランと基本料がセットとなっているので(除LTEプラン)、全プランでセット金額(税抜)を記載。
 ※2 NTT DoCoMo(D)は青色、au(a)はオレンジ色、ソフトバンクモバイル(S)は灰色、イー・モバイル(e)は赤色で記載。
 ※3 ●はフルブラウザ利用の場合。■はフィーチャフォン向けブラウザ利用の場合。▲は二段階定額プランの上限金額、▼は下限金額を表す。
 ※4 グラフ未掲載だが、通信速度を下げたり、上限通信容量を引き下げたりする代わりに、より価格の安いプランを提供しているMVNOも存在する。

(出所)各事業者ウェブサイト

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移

■加入ダークファイバ接続料



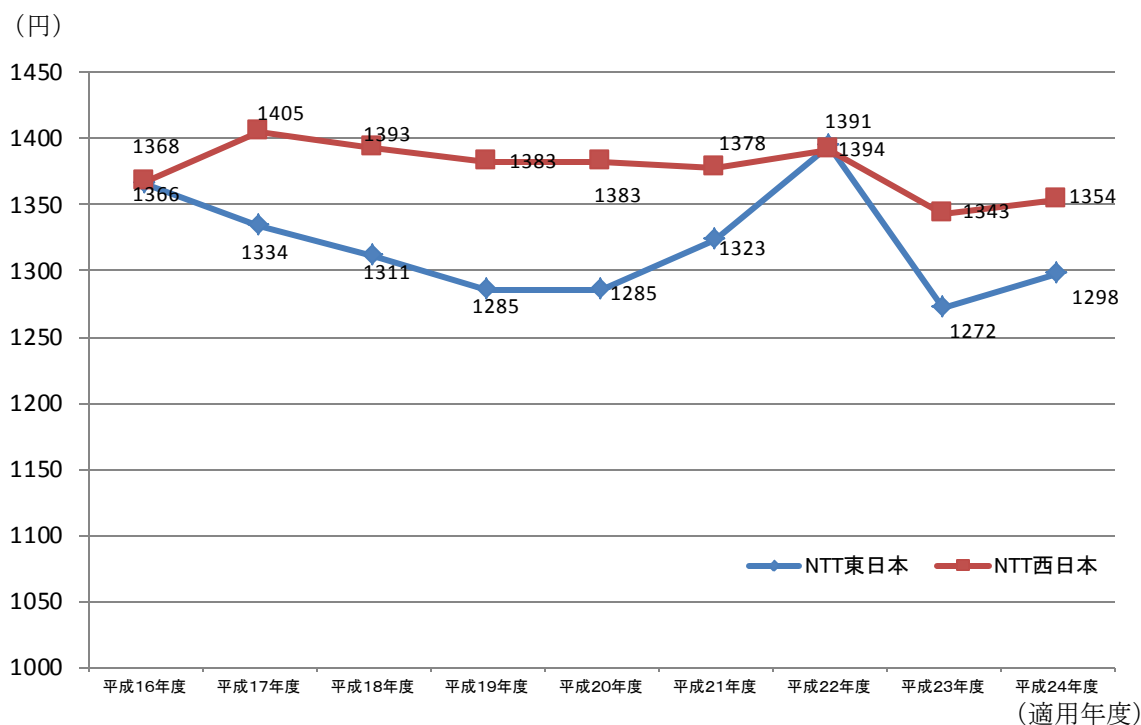
※ 回線管理運営費を含まない。

※ シングルスター及びシェアアクセスの接続料は、7年間(平成13年度～19年度)又は3年間(平成20年度～22年度、平成23年度～25年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

※ シェアアクセスについては局外スプリッタ料金(平成18年度までは将来原価方式、平成19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

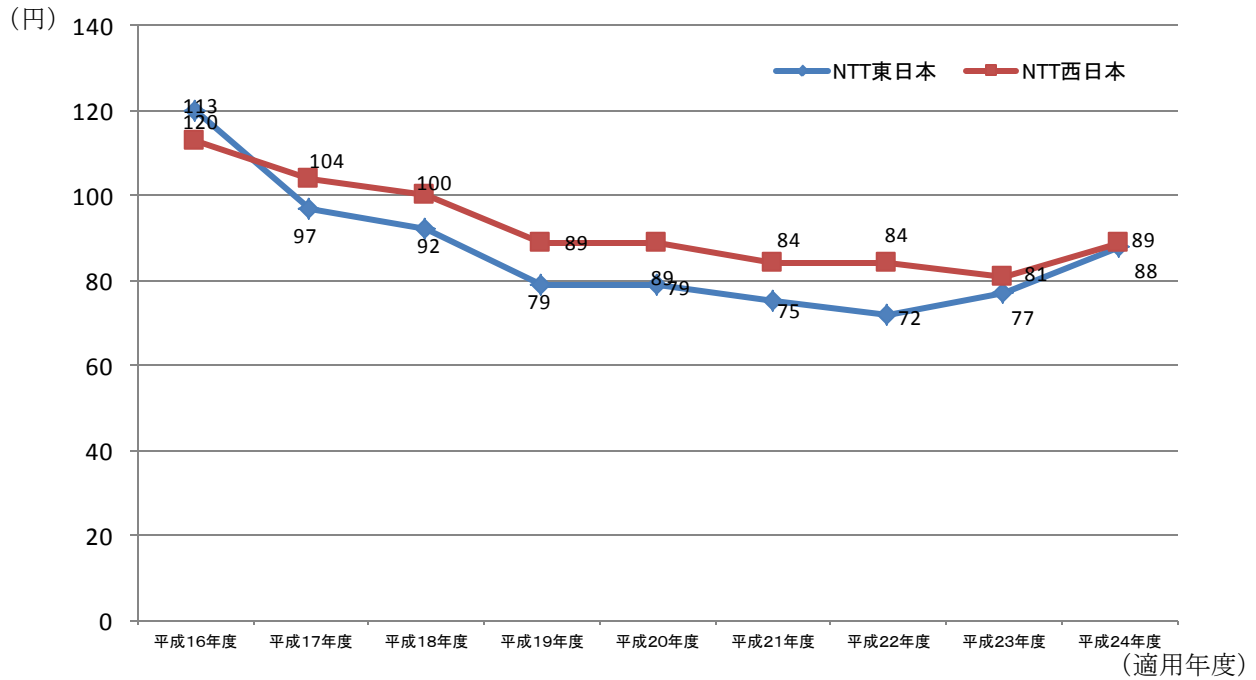
※ 平成25年度接続料については、局外スプリッタ料金の更新(シェアアクセスのみ)及び乖離額の調整により、変更となる予定。

■ドライカットパ接続料



- ※ 回線管理運営費を含む。
- ※ 各年度の4月1日時点での適用料金。
- ※ 平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。

■ラインシェアリング接続料



- ※ 回線管理運営費を含む。
- ※ 各年度の4月1日時点での適用料金。
- ※ 平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。